

おくやみ ハンドブック

三芳町

令和8年度



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2026年9月発行

発行：入間郡三芳町 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています



代表司法書士 脇 博喜
埼玉司法書士会 第1548号
法務大臣認定 第401521号

パートナーズ司法書士法人

土曜も営業

相談無料

駐車場あり

相続の手続きお手伝いします



代表司法書士 神戸光邦
埼玉司法書士会 第1346号
法務大臣認定 第801205号

どうしよう…と悩まずに、まずは当事務所へご相談ください。
相続手続きの専門家である司法書士がサポート致します。

**法定相続情報作成パック
(戸籍の収集)**

相続手続きに欠かせない
戸籍一式の取得を代行します。

第1順位相続の場合
報酬 33,000円 (消費税込) + 実費

**自宅名義変更パック
(相続登記)**

故人名義の土地・建物の
名義変更手続きを代行します。

報酬 66,000円 (消費税込) + 実費

相続手続まとめてパック

法定相続情報の取得、不動産の
名義変更、銀行預金の払戻し、
株式・投資信託の名義変更など
まとめて代行します。

報酬 330,000円 (消費税込) + 実費

※ 上記報酬額は一例です。お客様の状況や依頼内容に合わせて、委任契約前に御見積りを致します。
※ 弊社報酬以外に、実費（戸籍等の証明書発行手数料、登録免許税、郵送料など）がかかります。



**数多くのご相談を
いただいております。**

当事務所は平成26年の開業以来、『相続手続き専門の司法書士事務所』として、数多くのご相談をいただいております。
これまでに培った豊富な経験と知識に基づいて、自信を持って皆様の相続手続きをサポート致します。



令和6年4月1日から
相続登記が義務化されました

相続や遺産分割によって不動産を取得した場合には、相続や遺産分割協議成立の日から3年以内に相続登記等をしなければなりません。
既に発生している相続も義務化の対象となりますので、まだ名義変更していない不動産がある場合にもご相談ください。

お問い合わせ／無料相談の予約はこちら

土曜日も営業しています

0120-296-415

受付時間：平日・土曜 9:00～19:00

パートナーズ司法書士法人

埼玉県川越市脇田本町29番地1 トーア川越1階

川越狭山相続相談プラザ



**LINEでも
相談できます**



ID @194kbsdz



町役場での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更		☐	住民課	3
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証の返納		☐		3
	マイナンバーカード及び通知カードを持っている	●マイナンバーカード及び通知カードの返納		☐		3
年金	国民年金に加入している	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	住民課	4
	国民年金を受給している	●未支給年金の請求		☐		5
保険	国民健康保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		☐	健康増進課	5
	後期高齢者医療保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●申立書の提出		☐		6
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●各種証の返納 ●保険料還付及び給付費等について		☐	健康増進課	6
高齢福祉	次のいずれかを利用している ・緊急時連絡システム事業 ・徘徊高齢者家族支援事業 ・介護手当支給事業 ・在宅ねたきり老人紙おむつ給付 ・配食サービス事業	●緊急通報装置の撤去・返還 ●徘徊高齢者家族支援事業の廃止 ●介護手当受給資格事項変更(消滅)の届出 ●在宅ねたきり老人紙おむつ給付申請内容異動の届出 ●配食サービス事業利用資格喪失の届出		☐	福祉課	7
税金	町県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税を納めている	●相続人代表者の指定		☐	税務課	7
	口座振替で納税している (納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)	●口座振替廃止の手続き		☐		8
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●名義変更【同世帯の方へ譲渡】 ●廃車【廃棄・譲渡・他市町村への転出】		☐		8
しょうがい	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納および サービスの資格喪失の届出		☐	福祉課	8
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 特別児童扶養手当	●資格要件変更届 ●資格喪失届 ●介護者の変更手続き ●特別児童扶養手当		☐		9
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	●受給者証返還届		☐		9
子ども	児童手当の支給対象児または受給者である	児童手当支給対象の児童の方 ●受給事由消滅または減額改定 児童手当を受給している方 ●受給事由消滅、未支払請求認定請求		☐	こども支援課	9
	児童扶養手当の支給対象児または受給者である	児童扶養手当支給対象の児童の方 ●資格喪失または額改定 児童扶養手当を受給している方 ●新規認定請求、未支払請求		☐		10
	こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給している児童・受給している児童の保護者の方	対象児童 ●資格喪失届 対象児童の保護者 ●受給者の変更		☐		10
上下水道	水道の手続き	●水道の閉栓 ●水道の名義変更 ●口座振替の変更		☐	上下水道課	10
畜犬	犬を飼っている	●所有者の変更届		☐	環境課	11
森林	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		☐		11
農地	農地を相続した	●農地法第3条の3の規定による届出		☐	三芳町農業委員会事務局 (観光産業課内)	11
空き家	持ち家が空き家になってしまう	●管理等の相談		☐	自治安心課	11

町役場以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
町役場以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	さいたま家庭裁判所 川越支部 川越市宮下町2丁目1番地3 ☎049-273-3036 (家事受付係)
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	東入間警察署 ふじみ野市うれし野1丁目4番1号 ☎049-269-0110
	年金	厚生年金		☐	日本年金機構 所沢年金事務所 所沢市大字上安松1152番地の1 ☎04-2998-0170 (自動音声)
		共済年金		☐	各共済組合
	パスポート	返納		☐	埼玉県パスポートセンター 川越支所 川越市新宿町1丁目17番地17 ウェスタ川越公共施設棟4階 ☎049-249-4181
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	さいたま地方法務局 川越支局 川越市豊田本1丁目19番地8 ☎049-243-3824 (自動音声)
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	川越税務署 川越市大字並木452番地2 ☎049-235-9411 (自動音声)
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

町役場での手続き

世帯主である

世帯主が亡くなった場合、原則として残った世帯員（配偶者や子など）の中から新しい世帯主を決定します。
世帯主を別の方に変更する場合は「世帯主変更届」のお手続きが必要です。

手続き・持ち物

●世帯主の変更

- ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ☐ 委任状（故人と別世帯の方が来庁する場合）

受付窓口

本庁舎1階 住民課 住民担当 ☎049-258-0019（代表）

期限

変更する場合は速やかに

印鑑登録をしている

故人が印鑑登録していた場合、亡くなった日から印鑑登録は廃止されます。
印鑑登録証（カード）の破棄または返納が必要です。

手続き・持ち物

●印鑑登録証の返納

- ☐ 故人の印鑑登録証（カード）

受付窓口

本庁舎1階 住民課 住民担当 ☎049-258-0019（代表）

期限

速やかに

※ご遺族の方が破棄することも可能です。

マイナンバーカード及び通知カードを持っている

故人のマイナンバーカード及び通知カードは返納していただく必要はありません。
相続等の手続きで故人のマイナンバーが必要なこともありますので、返納を希望される場合は各種手続き終了後に返納してください。

手続き・持ち物

●マイナンバーカード及び通知カードの返納

- ☐ 故人のマイナンバーカード及び通知カード

受付窓口

本庁舎1階 住民課 住民担当 ☎049-258-0019（代表）

※ご遺族の方が破棄することも可能です。

国民年金に加入している

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される場合があります。故人と生計を同じくしていたご遺族の方が対象です。厚生年金・共済年金に加入していた期間がある方は年金事務所での手続きとなります。

【受給要件】

○遺族基礎年金

- ・国民年金の被保険者
- ・国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方
- ・老齢基礎年金の受給権者であった方(受給資格期間が25年以上ある方に限る)
- ・老齢基礎年金の受給資格を満たした方(受給資格期間が25年以上ある方に限る)

○寡婦年金

10年以上の納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取らずに死亡したとき

○死亡一時金

3年以上の納付期間があり老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取らずに死亡したとき

【受給対象者】

○遺族基礎年金

故人の子のある配偶者または故人の子

※子とは、18歳になった年度の3月31日までの間にあること。

または、20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあること。

○寡婦年金

故人との婚姻関係が10年以上継続している妻

○死亡一時金

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

※支給は①から⑥の順になります。先順位がいる場合、後順位は受け取ることができません。

手続き・持ち物

●共通して必要な持ち物

- ☐ 本人確認書類 ☐ 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ☐ 故人との関係が明らかにできる戸籍証明 ☐ 故人の住民票の除票
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 請求者の通帳

※請求者のマイナンバーを記載することで省略できる書類があります。

※戸籍証明や住民票は亡くなられた日以後に交付されたものがが必要です。

※記載以外の書類が必要になる場合がありますので、
詳細は受付窓口でご相談ください。

●遺族基礎年金の請求

- ☐ 死亡診断書の写し ☐ 請求者の所得証明書

●寡婦年金の請求

- ☐ 請求者の所得証明

●死亡一時金の請求

共通して必要な持ち物のみです。

受付窓口

本庁舎1階 住民課 保険年金担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

遺族基礎年金・寡婦年金は亡くなった日から5年以内
死亡一時金は亡くなった日から2年以内

三芳町に待望の

樹木葬誕生!



心静かに、武蔵野の香りに包まれる。

ふじみ野霊園

「香桜の郷」 かおう

桜と紅葉が彩る「和」の美しさ
やすらぎと安心の眠りを



生前予約
受付中

永遠に眠れる安心の区画

大切な人との思い出に彩りを

お一人様
墓地使用料

25万円

より

管理料
不要

※最大4壺まで納骨が可能です。(2壺目以降は別途費用がかかります。)
※詳しくは現地係員におたずねください。

紅葉モニュメント



桜モニュメント



銘板プレート

2.2万円

ご希望の方におすすめです

※プレート価格には彫刻代が含まれます。
※詳しくは現地係員におたずねください。

各種永代供養
あります
(11万円より)

無料送迎バス運行(土・日・祝日のみ運行 ふじみ野駅、航空公園駅)

(宗) 正賢寺 ふじみ野霊園 ☎049-274-7676

〒354-0045 埼玉県入間郡三芳町上富1979-1

水曜日
定休

国民年金を受給している

故人が年金を受給しており、遺族が次に該当する場合、未支給年金が支給される場合があります。なお、故人が厚生年金も受給していた場合、請求受付窓口は年金事務所になります。

【受給要件】

年金を受給していた故人と同一生計の

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他(①から⑥以外の3親等内の親族)

※支給は①から⑦の順になります。先順位がいる場合、後順位は受け取ることができません。

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

- ☐ 本人確認書類 ☐ 故人の年金証書
- ☐ 故人との関係が明らかにできる戸籍証明 ☐ 故人の住民票の除票
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 請求者の通帳

※請求者のマイナンバーを記載することで省略できる書類があります。

※戸籍証明や住民票は亡くなられた日以後に交付されたものが必要です。

※記載以外の書類が必要になる場合がありますので、

詳細は受付窓口でご相談ください。

受付窓口

本庁舎1階 住民課 保険年金担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

亡くなった日から5年以内

国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 国民健康保険被保険者資格確認書(お持ちの方のみ)
- ☐ 限度額適用認定書(お持ちの方のみ)
- ☐ 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 申請書 ☐ 喪主の方の口座情報のわかるもの
- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類(会葬礼状、葬儀費用の領収書)

受付窓口

本庁舎1階 住民課 保険年金担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

各種証の返納は、病院等の手続きが終わり次第できるだけ速やかに
葬祭費の支給申請は亡くなった日から2年以内

※保険税に変更がある場合は再計算して、後日お知らせします。

※公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。

後期高齢者医療保険に加入している

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 後期高齢者医療保険被保険者資格確認書(お持ちの方のみ)
- ☐ 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 申請書 ☐ 喪主の方の口座情報のわかるもの
- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類(会葬礼状、葬儀費用の領収書)
- ☐ 委任状(葬祭執行者以外の口座に振り込む場合)
※埼玉県後期高齢者医療広域連合指定様式

●申立書の提出

- ☐ 相続人代表者の口座情報のわかるもの
- ☐ 相続人代表者の印鑑(認印)
※相続人確認のために相続関係のわかる書類(戸籍謄本等)の提出を求める場合があります。

受付窓口

本庁舎1階 住民課 保険年金担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

- ・各種証の返納は、病院等の手続きが終わり次第できるだけ速やかに
- ・葬祭費の支給申請・療養費の相続人申立書は亡くなった日から2年以内

※保険料に変更がある場合は再計算して、後日お知らせします。保険料の支払いがある場合は併せて納付書を送付します。保険料の還付金がある場合は、申立書の相続人代表者名義の口座に後日振込みます。

※公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。

65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 交付されている場合は、負担割合証、負担限度額認定証

●保険料還付及び給付費等について

- ☐ 相続人代表者の口座情報のわかるもの
- ☐ 相続人代表者の印鑑(認印)

受付窓口

本庁舎1階 健康増進課 介護保険担当 ☎049-258-0019(代表)

※保険料は再計算して、後日お知らせします。

※公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。

次のいずれかを利用している

- ・緊急時連絡システム事業
- ・徘徊高齢者家族支援事業
- ・介護手当支給事業
- ・在宅ねたきり老人紙おむつ給付
- ・配食サービス事業

緊急通報システム装置の撤去にあたっては業者への連絡が必要です。

徘徊高齢者家族支援事業、介護手当支給事業、在宅ねたきり老人紙おむつ給付、配食サービス事業利用補助については窓口での手続きが必要です。

手続き・持ち物

●緊急通報装置の撤去・返還

☐ (業者に連絡後、ご自分で撤去された場合)緊急通報装置

●徘徊高齢者家族支援事業の廃止

特になし

●介護手当受給資格事項変更(消滅)の届出

☐ 印鑑(認印) ☐ 相続人代表者の口座情報のわかるもの

●在宅ねたきり老人紙おむつ給付申請内容異動の届出

特になし

●配食サービス事業利用資格喪失の届出

特になし

受付窓口

本庁舎1階 福祉課 福祉庶務担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

速やかに

町県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税を納めている

手続き・持ち物

●相続人代表者の指定

☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍等)

受付窓口

本庁舎1階 税務課 住民税担当または資産税担当
☎049-258-0019(代表)

期限

速やかに

口座振替で納税している(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)

町税等を故人の口座から口座振替していた場合、口座の登録を取り消す必要があります。
口座振替依頼取消届に必要な事項を記入し提出してください。

手続き・持ち物

- 口座振替廃止の手続き
特になし

受付窓口

本庁舎1階 税務課 管理担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

- ・別世帯の方が窓口で手続きされる場合は、委任状が必要です。
- ・身分証明書は公的期間に使用できる顔写真付きのもの。写真がない場合は2枚必要です。

手続き・持ち物

- 名義変更【同世帯の方へ譲渡】
☐ 標識交付証明書 ☐ 身分証明書(運転免許証等)
- 廃車【廃棄・他市町村への転出】
☐ ナンバープレート ☐ 身分証明書(運転免許証等)
☐ 標識交付証明書
- 譲渡
☐ ナンバープレート ☐ 身分証明書(運転免許証等)
☐ 標識交付証明書
＜別世帯の場合は下記も必要になります。＞
☐ 譲渡証明書 ☐ 委任状

受付窓口

本庁舎1階 税務課 住民税担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

速やかに

次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

福祉課で必要な書類に記入し、該当する障害者手帳をお返してください。
あわせてサービスの資格喪失の届出を行ってください。

手続き・持ち物

- 各種障害者手帳の返納およびサービスの資格喪失の届出
☐ 該当する障害者手帳 ☐ 相続人代表者名義の口座

受付窓口

本庁舎1階 福祉課 福祉支援・庶務担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

速やかに

次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当

受給者の喪失の届け出が必要です。

手続き・持ち物

- 特別障害者手当
来庁前にお問い合わせください。
- 障害児福祉手当
来庁前にお問い合わせください。
- 特別児童扶養手当
来庁前にお問い合わせください。

受付窓口

本庁舎1階 福祉課 福祉庶務担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

速やかに

自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方

福祉課で必要な書類に記入し、該当する受給者証をお返しく下さい。

手続き・持ち物

- 受給者証返還届
- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院医療)

受付窓口

本庁舎1階 福祉課 福祉支援担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

速やかに

児童手当の支給対象児または受給者である

手続き・持ち物

- 児童手当支給対象の児童の方
- 受給事由消滅または減額改定
- 児童手当を受給している方
- 受給事由消滅、未支払請求認定請求
- ☐ 新受給者の口座情報のわかるもの ☐ こどもの口座情報のわかるもの

受付窓口

本庁舎2階 こども支援課 児童福祉担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

事由発生日から15日以内

児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き・持ち物

児童扶養手当支給対象の児童の方

- 資格喪失または額改定

児童扶養手当を受給している方

- 新規認定請求、未支払請求

お問い合わせください。

受付窓口

本庁舎2階 こども支援課 児童福祉担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

事由発生日から15日以内

こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給している児童・受給している児童の保護者の方

手続き・持ち物

対象児童

- 資格喪失届

対象児童の保護者

- 受給者の変更

☐ 新受給者の口座情報のわかるもの

☐ 子の健康保険の資格が確認できるもの

受付窓口

本庁舎2階 こども支援課 児童福祉担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

事由発生日から15日以内

水道の手続き

水道使用者が亡くなられた場合、水道の閉栓または名義変更が必要になります。
まずはお電話でご相談ください。

手続き・持ち物

●水道の閉栓

お問い合わせください。

●水道の名義変更

お問い合わせください。

●口座振替の変更

☐ 変更する口座情報のわかるもの ☐ 印鑑(銀行登録印)

受付窓口

三芳町浄水場2階 上下水道課 ☎049-274-1014(直通)

期限

速やかに

犬を飼っている

犬の飼い主が亡くなられた場合、飼い主変更が必要です。
町外へ転出する場合は、転出先の自治体で手続きをしてください。

手続き・持ち物

●所有者の変更届

- ☐ 犬鑑札など犬の登録情報のわかるもの

受付窓口

本庁舎2階 環境課 環境対策担当 ☎049-258-0019(代表)

森林を所有している

相続により、森林の土地を新たに取得した場合に、森林の土地の所有者届出が必要です。

手続き・持ち物

●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

- ☐ 森林の土地の所有者届出書(三芳町ホームページに掲載)
- ☐ 森林の土地の位置を示す図面(任意の地図に対象地を記したもの)
- ☐ 届出する方が森林の権利を取得したことがわかる書類(写し可)
(登記事項証明書、土地売買契約書、相続分割協議の目録、
土地の権利書、遺産分割協議書 等)

受付窓口

本庁舎2階 環境課 自然環境担当 ☎049-258-0019(代表)

期限

相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

農地を相続した

相続により農地の権利を取得したときは届出をしてください。

手続き・持ち物

●農地法第3条の3の規定による届出

- ☐ 農地法第3条の3の規定による届出書(三芳町ホームページに掲載)
- ☐ 相続したことが分かる書類の写し(相続登記済みの土地謄本 等)
- ☐ 委任状(代理人が届出をする場合)

受付窓口

本庁舎2階 三芳町農業委員会事務局(観光産業課内)
☎049-258-0019(代表)

期限

相続後、速やかに

※この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのものです。
権利取得の効力を発生させるものではないことに注意してください。

持ち家が空き家になってしまう

住んでいた家が空き家になることで、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがあるため、
空き家の適切な管理をお願いします。

また、近隣の住民と連絡の取れるコミュニティづくりをしましょう。

手続き・持ち物

●管理等の相談

お問い合わせください。

受付窓口

本庁舎2階 自治安心課 自治協働・防犯担当
☎049-258-0019(代表)

施設案内情報

三芳町役場本庁舎

所在地 三芳町大字藤久保1100番地1

電話 ☎049-258-0019(代表)

開庁時間

平日……8:30～17:15(休日、祝日、年末年始を除く)

土曜日…8:30～12:00

※原則第1土曜日及び3月最終土曜日

開庁課…住民課、税務課、健康増進課、福祉課、こども支援課
学校教育課(3月最終土曜日及び4月のみ)

藤久保出張所

所在地 三芳町大字藤久保7237番地 三芳町未来創造拠点施設「ルミナみよし」1階 総合事務室内

電話 ☎049-258-0626(直通)

開庁時間

平日……8:30～17:15(休日、祝日、年末年始を除く)

土曜日…8:30～12:00

※原則第1土曜日及び3月最終土曜日

竹間沢出張所

所在地 三芳町大字竹間沢555番地1 竹間沢公民館内

電話 ☎049-259-8313(直通)

開庁時間

平日……8:30～17:15(休日、祝日、年末年始を除く)

土曜日…8:30～12:00

※原則第1土曜日及び3月最終土曜日

三芳町浄水場(上下水道課)

所在地 三芳町大字藤久保1047番地1

電話 ☎049-274-1014(直通)

開庁時間

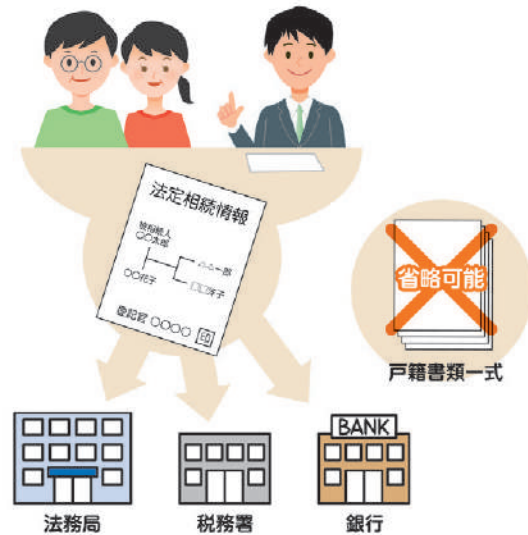
平日…8:30～17:15(休日、祝日、年末年始を除く)

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

令和6年4月1日より

相続登記が義務化!

あなたの不動産は
大丈夫?

近年、不動産(土地・建物)をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされず、不動産の取引や災害時の復興作業が進められないといった所有者不明土地が問題となっています。そのため、所有者不明土地解消のために、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。



相続登記とは

不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

登記しないと どうなる?

相続により不動産を取得した相続人は(遺言含む)、正当な理由なく、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

こんな時どうすれば?

相続登記Q&A



Q.過去に相続した不動産も対象になるの・・・?

- A** 申請の義務化は令和6年4月1日からですが、それ以前に相続した不動産も対象です。相続人で必要な遺産分割を行い、相続登記を速やかに行うことが重要です。

登記の申請完了期限は、制度開始から3年間の猶予期間があります。

義務化 ▶ 令和6年4月1日



義務化以前に発生した相続は令和6年4月1日より3年以内 相続を知った日から3年以内に登記申請

Q.相続人同士の遺産分割の話し合いが難しい・・・

- A** 相続の遺産分割の話し合いが困難な場合などは、「相続人申告登記」の手続きをとることで、ひとまず義務を果たすことも可能です。

●相続人申告登記とは (令和6年4月1日施行)

期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合に「相続が開始したこと」「自分が相続人であること」を申し出ること、一時的に申請義務を果たせる制度です。

POINT 1

複数の相続人がいる場合でも、自分が相続人であると申告し、そのことを示す戸籍を提出できれば、一人で実行が可能です。

POINT 2

申出をした相続人の氏名・住所が登記されますが、相続によって権利を取得したことまでは公示されません。

Q.手続きはどこですか?相談先はどこ?

- A** 相続登記の手続きは、不動産の所在地にある法務局(登記所)に申請して行います。また、相談についてはお近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などへご相談ください。
詳しくは法務省ホームページにてご確認ください。



空き家の相続

空き家になる理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、子どもがいない家庭が増え、相続権が複雑になるケースが増えていきます。



空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した.....57.9%
- 2位 新築・建て替えした.....17.1%
- 3位 既存住宅を購入した.....14.2%

(国土交通省 令和6年空き家所有者実態調査結果を加工して作成)

不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。
相続した不動産を売買するためには、相続登記を済ませておく必要があります。

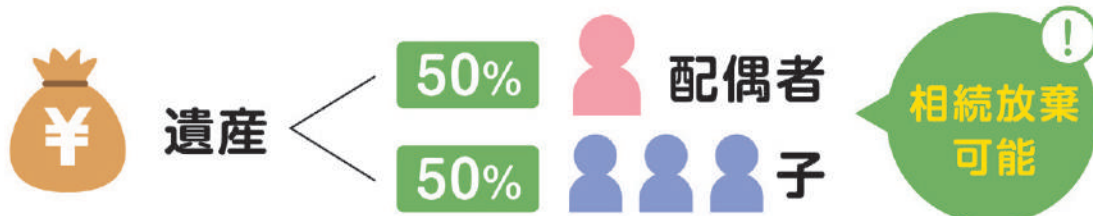


登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないもののがかなりの数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記をしようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

遺産分割協議

遺言書が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。
法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることになります。相続を放棄することもできます。



突然降ってくる相続問題

所有者に子どもがいない場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ所有者の兄弟姉妹...のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によってはある日突然「会ったこともない親戚の空き家を相続させられる」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、法律上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

専門家に
相談を

特に相続人の関係が複雑な場合などは、
司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。



ご遺族メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまうます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

成年後見制度

法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護[※]に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話をし、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

※コピーしてご使用ください

代理人選任届(委任状)

三芳町長 宛て

注意事項 ※委任状の記入は、原則、全て委任者本人が自筆・自署してください。

※代理人の方の本人確認書類(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)が必要です。

【本人(委任者)】

作成日 年 月 日

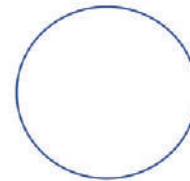
住 所:

氏 名(自署):

委任者の押印(又は拇印)

生年月日: 年 月 日

日中の連絡先: - -



自署できない場合は、委任者氏名の横に「委任する方の押印(又は拇印)」をしてください。

【代理人(本人に依頼され、代わりに手続きをする人)】

住 所:

氏 名:

生年月日: 年 月 日

日中の連絡先: - -

私は上記代理人に、以下の事項に関する権限を委任します。

【委任事項】

※ 委任者本人が身体的不自由などにより記入できない場合は、下記に代筆理由を記入し、委任者本人の「押印(又は拇印)」をしてください。

委任者_____は_____のため委任状の記入が困難であり、

私_____が本人の意思に基づき代筆しました。

ご遺族メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

ご遺族メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

